

船橋市成人式企画運営業務に関するプロポーザル実施要領

1 業務の目的

「国民の祝日に関する法律」に基づき、大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ますために開催する「船橋市成人式」を、効率的かつ効果的に実施することを目的として、当該業務を事業者へ委託する。

2 業務概要

- (1) 業務名 船橋市成人式企画運営業務
- (2) 業務場所 LaLa arena TOKYO-BAY（船橋市浜町2丁目5番15号）他
- (3) 業務内容 別紙「船橋市成人式企画運営業務仕様書」のとおり
- (4) 業務期間 契約締結日から令和9年1月31日（日）まで

3 プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

成人式の式典内容については、収容客数が1万人を超える会場に相応しいものとするのが求められており、価格のみによる競争では目的を達成できない事業者が選定される恐れがあることから、高度な創造性、技術力、専門的な技術又は経験を有する事業者からの提案を受け評価し、優れた提案を行う事業者を受託候補者として選定する必要がある。

4 プロポーザル方式の方法及び理由

成人式企画運営業務（類似業務を含む。）の実績を有する事業者が複数者おり、広く提案を受ける必要があることから公募型とする。

5 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

項目	時期
(1) 公募開始	令和8年6月15日（月）
(2) 質問受付期間	令和8年6月15日（月）～6月26日（金）
(3) 質問への回答	令和8年7月1日（水）
(4) 参加申込受付期間	令和8年6月15日（月）～7月10日（金）
(5) 参加資格結果通知	令和8年7月15日（水）
(6) 提案受付期間	令和8年7月15日（水）～7月29日（水）
(7) プレゼンテーション	令和8年8月6日（木）
(8) 評価結果通知・公表	令和8年8月14日（金）

※ 上記日程は、事務上の都合により変更することがある。

6 参加資格

本プロポーザルに参加できるものは、次の全てに該当する者であること。

なお、共同事業体で参加する場合には、本プロポーザルに必要な手続きを一貫して担当する代表者をあらかじめ選定するとともに、構成員全てを明らかにし、構成員の協定書等において、各々の役割分担や事故が起きた場合の責任の所在等を明確にすること。この場合において、構成員全てが次の全てに該当する者であること。

- (1) 本市の業務委託の競争入札参加資格を有していること。ただし、本市の競争入札参加資格を有していない場合には、参加申込時に追加書類を提出すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に該当する者でないこと。
- (3) 参加申込書の提出期限から受託候補者の特定までの間に、船橋市建設工事請負業者等指名停止措置要領による指名停止、船橋市建設工事等暴力団対策措置要綱による指名除外及び船橋市入札参加有資格者実態調査実施要領に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 成人式企画運営業務（類似業務を含む。）について、参加申込書の提出日から過去 5 年以内に国又は地方公共団体の契約実績を有していること。

7 質問及び回答

実施要領及び仕様書について質問がある場合には、次のとおり受け付ける。

(1) 質問方法

令和 8 年 6 月 26 日（金）17 時までに、別紙「質問票（第 1 号様式）」を電子メールにて提出すること。

(2) 提出先

shakaikyoikuka@city.funabashi.lg.jp（事務局メールアドレス）

※ 電子メール送信後、事務局に電話（047-436-2895）し、到着確認をすること。

※ 評価等に影響を及ぼすおそれがある内容（参加者数、参加者名、評価委員等）についての質問は受け付けない。

(3) 電子メール送信時の留意事項

電子メールには、次の内容を記載し、質問票（第 1 号様式）を添付すること。

① 件名：【事業者名】質問票（船橋市成人式企画運営業務）

② 本文：事業者名、担当部署、担当者名、電話番号、メールアドレス、その他連絡事項

(4) 質問への回答

質問及び回答内容は、質問者を特定する部分を除き、令和 8 年 7 月 1 日（水）に

市ホームページで公表する。

公表ページ URL：

<https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyounyusatsu/001/p146462.html>

8 参加申込書の提出

参加申込に係る提出書類・提出方法等は、次のとおりとする。

(1) 提出書類

- ① 参加申込書（第 2 号様式） 1 部
 - ② 契約実績一覧（第 3 号様式） 1 部
 - ③ 契約実績一覧に記載した実績を証明する書類（契約書・仕様書等） 1 部
 - ④ 本市の競争入札参加資格を有していない場合の書類（該当者のみ） 各 1 部
 - ア 登記事項証明書（写し可）
 - イ 印鑑証明書（写し可）
 - ウ 直近 1 年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）
 - エ 納税証明書（写し可）
 - ・ 国税：法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その 3 の 3）
 - ・ 県税：千葉県税の完納証明書（納税証明書その 2） ※
 - ・ 市税：法人市民税納税証明書（直近 1 年分）又は市税納付確認書 ※
- ※ それぞれ千葉県内又は船橋市内に事業所を有する者のみ。

(2) 提出先

〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25 船橋市教育委員会 生涯学習部社会教育課

(3) 提出方法

- ① 持参の場合
土日祝日を除く平日の 9 時～17 時に提出先まで持参すること。
- ② 郵送の場合
特定記録郵便、書留などの郵送記録が確認できる方法で郵送すること。

(4) 提出期限

令和 8 年 7 月 10 日（金）17 時 ※郵送の場合は、同日必着。

(5) 参加資格要件確認結果の通知

参加資格要件確認の結果は、令和 8 年 7 月 15 日（水）に電話（不通の場合はメール）にて連絡を行い、併せて参加資格要件確認結果通知書により通知する。

9 提案限度額

¥9,517,134 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。

10 評価方法及び評価基準

評価委員会において、別紙「船橋市成人式企画運営業務に係るプロポーザル評価方法」に定める評価方法及び評価基準に基づき、評価項目を総合的に審査・評価し、業務に最も適した提案を行ったと認められる者を受託候補者として選定する。

11 提案書の提出

提案に係る提出書類・提出方法等は、次のとおりとする。

(1) 提出書類

- ① 提案書提出届（第4号様式）
- ② 提案書（任意様式）
- ③ 見積書（業務内容の項目ごとに内訳が記載されたもの、任意様式）
- ④ 提案書チェックリスト（第5号様式）

(2) 提案書の記載事項

提案書には、次の内容を網羅すること。

- ① 本業務の実施体制（組織体制、人員配置、連絡体制等）に関する提案
- ② 過去5年間の成人式企画運営業務（類似業務を含む。）契約実績に関する内容（大型施設での実績も含めること。）
- ③ 会場設営・撤去に関する提案（図面を含めること。）
- ④ 企画運営・練習に関する提案
- ⑤ 式典運営に関する提案（会場イメージ図を含めること。）
- ⑥ オンライン配信に関する提案
- ⑦ その他本業務に関する独自提案 ※記載は任意。

(3) 書類作成上の留意事項

- ① 提案に当たっては、本実施要領及び船橋市成人式企画運営業務仕様書を遵守すること。
- ② 1事業者につき1提案とし、複数の提案書が提出された場合には失格とする。
- ③ 使用する用紙は、A4サイズ（縦横どちらも可、両面印刷）とすること。ただし、A3サイズにする必要がある場合には、折り畳んでA4サイズとすること。また、表紙を除く各ページにページ番号を記載すること。
- ④ 使用する文字は、横書き10.5ポイント以上（注釈は除く。）とすること。
- ⑤ 原則として令和8年4月1日現在で記入すること。
- ⑥ 使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）を用いること。
- ⑦ 提出期限後の書類の訂正、差し替え又は追加は認めない。
- ⑧ 提出書類は、返却しない。

- ⑨ 提案書は本プロポーザル実施のため使用するものとし、市に無断でその他の目的のために使用してはならない。
- ⑩ 提案書は、別紙「船橋市成人式企画運営業務に係るプロポーザル評価基準」の評価項目に沿った内容とし、評価対象がわかりやすい内容となるよう十分に配慮すること。
- ⑪ プレゼンテーションは評価委員に社名を伏せた状態で行うため、「提案書」及び「見積書」には社名等、提案者を直接特定できる情報が含まれないよう配慮すること。

(4) 提出部数

- ① 提案書提出届（第4号様式）：1部
- ② 提案書（任意様式）：紙9部（正本1部、副本8部）
：電子データ（正本、副本）
- ③ 見積書（業務内容の項目ごとに内訳が記載されたもの、任意様式）
：紙9部（正本1部、副本8部）
：電子データ（正本、副本）

※ ②と③の提出資料は、A4版縦型フラットファイル（色指定なし）に左綴じとすること。

※ 正本の表紙には、提案者名（社名）を記載し、代表者印若しくは年間代理人の使用印を押印すること。

※ 電子データは、CD-Rで提出すること。

- ④ 提案書チェックリスト（第5号様式）：1部

(5) 提出先

〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25 船橋市教育委員会 生涯学習部社会教育課

(6) 提出方法

- ① 持参の場合
土日祝日を除く平日の9時～17時に提出先まで持参すること。
- ② 郵送の場合
特定記録郵便、書留などの郵送記録が確認できる方法で郵送すること。

(7) 提出期限

令和8年7月29日（水）17時 ※郵送の場合は、同日必着。

12 プレゼンテーション

提案者は、提出した提案書のプレゼンテーションを実施すること。

(1) 実施日時・場所

実施日時・場所等の詳細は、参加資格要件確認の結果通知に合わせて通知する。

(2) 出席者

1 提案者につき 3 人以内とすること。

(3) 実施時間

1 提案者につき 45 分以内とする。(提案 30 分以内、質疑応答 15 分程度)

※ 上記時間には、入替時間及び準備時間を含まない。

(4) 貸出物品

机、椅子、電源、モニター、ケーブル類とする。

※ 上記以外の物品は、提案者が自ら用意すること。

(5) 実施方法

プレゼンテーションは本業務従事者で行うこと。また、自前のパソコンをモニターに投影して説明することができる。なお、説明は事前に提出した提案書に基づき実施することとし、説明資料の差し替え、追加は認めない。

(6) その他

提案書等に記載した担当者は、原則として変更することができない。ただし、退職等のやむを得ない事情により担当者を変更する場合には、前任の担当者と同等以上の者であることを証明し、市の承諾を得なければならない。

13 評価結果の通知

評価結果は、評価結果通知書により全てのプロポーザル参加者に通知する。

14 評価結果の公表及び方法

評価結果の公表は、次のとおり行う。

- (1) 評価結果は、市ホームページで公表する。
- (2) 公表する項目は、評価項目、配点、採点結果、順位点の合計、最終順位及び参加者名とする。
- (3) 受託候補者以外の参加者と採点結果、順位点の合計及び最終順位については、対応させない。
- (4) 参加者が 2 者の場合には、受託候補者以外の参加者名は公表しない。

15 失格要件

次のいずれかに該当したときは、失格とする。

- (1) 参加申込書又は提案書について、提出期限を過ぎて提出したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 提案限度額を超えた見積を提出したとき。
- (4) プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかったとき。
- (5) 審査の公平性を害する行為があったと市が認めるとき。
- (6) 申込から契約締結までの間に参加資格要件を満たさなくなったとき。

16 プロポーザルの辞退

参加申込書の提出後に本プロポーザルを辞退するときは、プレゼンテーション実施日の3営業日前までに辞退届（第6号様式）を電子メールにて提出すること。

なお、辞退届を提出する場合には、事前に事務局まで連絡すること。

17 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る参加者に生ずる費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 受託候補者の特定後、市との協議により仕様書の追加削除を行い、確定した仕様書により、受託候補者と随意契約の見積合わせを行う。
なお、提案内容が全て仕様書に盛り込まれるわけではないことに留意すること。
- (3) 随意契約による見積合わせ後の市との契約書の取り交わしをもって、契約は成立する。
- (4) 参加者が1者であっても評価は行う。ただし、受託候補者として適当でないと認められる場合には、受託候補者と特定しないことがある。
- (5) 協議が整わなかった等の特段の事由により、受託候補者との契約締結に至らなかったときは、本プロポーザルの審査において次点であった提案者を新たな受託候補者にできるものとする。
- (6) 提出された提案書等の書類は、船橋市情報公開条例（平成14年船橋市条例第7号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。
- (7) 本要領に示した書類のほか、本市が必要と判断した書類の提出を求めることがある。

18 事務局

船橋市教育委員会 生涯学習部社会教育課企画調査係 担当：平沢・石井
所在地 〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25
電話番号 047-436-2895
FAX番号 047-436-2893
メールアドレス shakaikyoikuka@city.funabashi.lg.jp

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和8年6月15日から施行する。

（失効日）

- 2 この要領は、契約締結の日をもって、その効力を失う。なお、受託候補者がいない場合は、評価結果通知の発送日をもって、その効力を失う。